

全国通訳案内士登録申請書類一覧表（都内在住者用）

東京都

必要書類／申請区分	新規	変更届出	再交付	備考						
① 申請書又は届出書 (様式あり)	○	○	○							
② 「健康診断書」 (様式あり)	○			医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者による診断書（署名・捺印）で、3か月以内に発行したもの						
③ 合格証書 写し	○	(○) ※1	○	合格後に氏名変更がある場合、戸籍抄本（3か月以内発行）を添付 ※1 他道府県から都内に転居した方のみ必要						
④ 誓約書面 (様式あり)	○			・氏名は自署すること。 ・通訳案内士法第4条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面						
⑤ 写真(2枚) 注 複数言語申請の場合は、各言語につき2枚	○	○	○	・最近6か月以内に撮影したもの ・無帽、正面、上三分身、無背景 ・縦3cm×横2.4cm モノクロ、カラーどちらでも可 ・裏面に氏名を記入のこと						
⑥ 全国通訳案内士登録証		○	(○) ※2	※2 亡失（紛失）の場合は、理由書を添付						
⑦ 変更した事実を証する書類		○ ※3		(例) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>変更事由</th> <th>必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住所変更</td> <td>住民票(3か月以内発行)※3</td> </tr> <tr> <td>氏名変更</td> <td>戸籍抄本(3か月以内発行)</td> </tr> </tbody> </table> ※3 次のアからウまでのいずれかの方法により本人情報の確認を受ける場合は住民票、戸籍抄本等の提出に代えることができる。 ア 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人情報の確認（添付書類は不要） イ 運転免許証（両面）、個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ）又は写真付き住民基本台帳カード（両面）の提示及び写しの提出 ウ 在留カード（両面）又は特別永住者証明書（両面）の提示及び写しの提出	変更事由	必要書類	住所変更	住民票(3か月以内発行)※3	氏名変更	戸籍抄本(3か月以内発行)
変更事由	必要書類									
住所変更	住民票(3か月以内発行)※3									
氏名変更	戸籍抄本(3か月以内発行)									
⑧ 住民票 注 マイナンバーが記載されている住民票は不可	○ ※3			3か月以内に発行されたもの 上記⑦※3に同じ						
⑨ 手数料(円) 注 複数言語申請の場合は、各言語につき必要	5,100	4,000	4,000	現金又はクレジットカードによる納付が可能 ※釣銭のないようにお願いします。						

1 平成18年4月1日法改正により、法改正前に交付した「通訳案内業免許証」は「通訳案内士登録証」とみなします。

2 平成30年1月4日法改正により、法改正前に交付した「通訳案内士登録証」は「全国通訳案内士登録証」とみなします。

<旧免許証の有効期限>昭和58年12月10日法改正

交付時期	有効期限	摘要
58.12.10 以後	なし	(1)そのまま有効 (2)希望者 → 再交付申請（要問い合わせ）
58.12.9 以前	58.12.10～63.12.9	
	58.12.9 以前	新規申請

※ 様式は、東京都産業労働局HPからダウンロードできます。